

② 超過利子額の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

別表十七(三)

平三十一・四・一以後終了事業年度分

調整所得金額 (別表十七(二の二)「16」)		1	円	関連者純支払利子等の額 (別表十七(二の二)「3」)		3	円
(1) × 50%		2		(2) > (3) の場合 (2) - (3)		4	
事業年度	超過利子額	調整対象超過利子額に係る 当期損金算入額 (対象事業年度の(23))		差引 (5) - (6)		当期損金算入額 (当該事業年度の(7)又は ((4) - 当該事業年度 前の(8)の合計額)のうち 少ない金額)	
	5	6	7	8	9		
・ ・	円	円	円	円			
・ ・							
・ ・					円		
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
計							
当期分 (別表十七(二の二)「24」又は「29」)							
超過利子額の損金算入額 ((6)の計) + ((8)の計)				10	円		
調整対象超過利子額に係る当期損金算入額の計算							
対象事業年度			11	・ ・			
対象事業年度に係る超過利子額 (対象事業年度の別表十七(二の二)「24」)		12	円	対象事業年度に係る関連者 支払利子等の額の合計額 (対象事業年度の別表十七(二の二)「1」)		13	円
特定子法人の名称		14					
本店 業務 又は 所の 主たる 所在	国名又は地域名	15					
	所在地	16					
特定子法人事業年度		17	・ ・	・ ・		・ ・	
(17)の期間のうち法人の対象事業年度終了の日後の期間を除いた期間		18	・ ・	・ ・		・ ・	
(13)のうち特定子法人に対して (18)の期間に支払われたもの		19	円	円		円	
調整対象超過利子額 (12) × $\frac{(19)}{(13)}$		20					
特定子法人事業年度に係る 課税対象金額等 (別表十七(三)「35」、別表十七(三の二)「2」、別表十七(三の八) 「28」、別表十七(三の九)「9」又は別表十七(三の十)「11」)		21					
(20)と(21)のうち少ない金額		22					
合			計			23	
((22)欄の合計)							